

津山市一般不妊治療支援事業について



津山市では、一般不妊治療を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、その治療費の一部を助成します。

対象となる治療	<ul style="list-style-type: none"> ・タイミング法や人工授精をはじめとする一般不妊治療 (体外受精及び顕微授精を目的とした薬物療法及び手術療法を除く治療)
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻をしているご夫婦又は、事実婚関係にあるご夫婦であること。 ・ご夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有し、医療機関において不妊症と診断され、治療の必要があると認められた方。 ・助成金の交付を受けようとする一般不妊治療に要する費用について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が負担した本人負担額の2分の1以内の額(1,000円未満は切り捨て)とし、1年度当たり40,000円を限度とする。 ・助成対象とする一般不妊治療の回数は、一子に対し3回限りとし、助成金の額は一子120,000円を限度とする。 <p>(場合により、上記の回数上限及び助成金の額の上限をリセットすることができます。詳しくはQ&Aをご覧ください。)</p>
申請時に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑(スタンプ印不可) ・通帳など助成金の振込み口座がわかるもの(申請者ご本人のもの)
受付期間等	<ul style="list-style-type: none"> ・裏面をご覧ください。

●申請時に必要な書類●

全員必要	<input type="checkbox"/>	①津山市一般不妊治療支援事業助成金交付申請書(様式第1号)
	<input type="checkbox"/>	②一般不妊治療支援事業受診証明書(様式第2号) ※提出前に医療機関で記入してもらってください。医療機関へ支払う文書料等は自己負担です。
	<input type="checkbox"/>	③津山市一般不妊治療支援事業助成金請求書
場合により必要	<input type="radio"/>	<p>〈法律上婚姻をしており、ご夫婦のご住所が異なる方〉</p> <p>④戸籍謄本(原本)</p>
	<input type="radio"/>	<p>〈事実婚関係にあるご夫婦〉</p> <p>④夫婦それぞれの戸籍抄本(原本) ⑤事実婚関係に関する申立書(様式第3号)</p> <p>※夫及び妻が外国籍を有している場合、婚姻日が記載された婚姻をしていることを証明する書類(法律婚の場合)、もしくは婚姻要件具備証明書(事実婚の場合)が必要です。なお、外国語によるものは日本語訳の添付をお願いします。</p>

※①②③⑤の様式は、津山市のホームページからダウンロードできます。

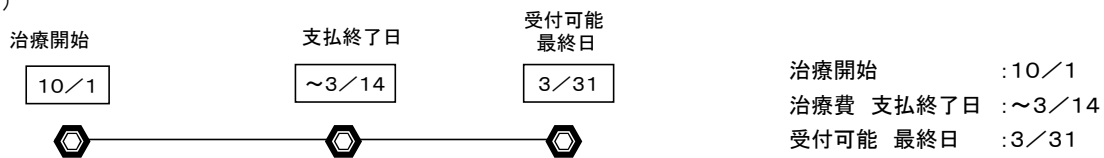
お問い合わせ先: 〒708-8501 津山市山北520
津山市子ども保健部健康増進課 TEL (0868)32-2069



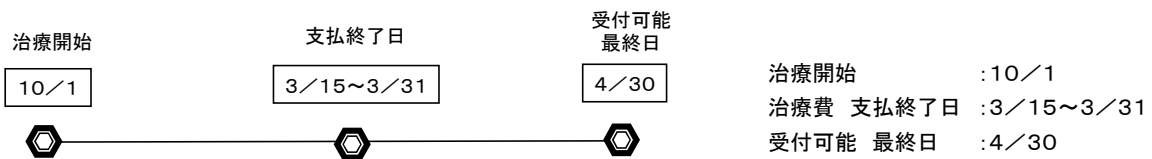
(令和5年10月)

申請時期	<p>次のア・イのうちいずれかに該当した方は早めの申請をお願い致します。</p> <p>ア：一般不妊治療に関わる夫婦の自己負担額が80,000円を超えたとき。</p> <p>イ：一般不妊治療を終了したとき。</p>
受付期間等	<p><u>申請の受付期間は、治療費の支払いが終了した年度末（3月31日まで）</u></p> <p>申請は、必ず受付期間内に行ってください。受付期間を過ぎると申請ができなくなりますので治療費の支払い終了後は、すみやかに手続きをお願いします。</p> <p>※3月31日が閉庁日の場合は、3月の最終開庁日までが受付期間となります。</p> <p>※ただし、3月15日から3月31日までに治療費の支払いを終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請することができます。その場合は、申請を受理した日の属する年度分の申請として助成します。4月30日が閉庁日の場合は、4月の最終開庁日までが受付期間となります。</p>

(例1)



(例2)



(例3)

